Q&A

Q.勉強を教えてもらえるのですか?

A.学習の補充や、在籍学級での学習の遅れを 取り戻すための指導は行いません。

Q.特別支援教室の指導のために抜けた授業の内容は、どうなりますか?

A.特別支援教室は、週数時間程度、授業を抜け て指導を受けます。抜けた授業の内容に関し ては、遅れが出ないよう配慮しています。 詳細は学校に確認してください。

Q.一度入室すると、卒業まで通うのです か?

A. お子さんがクラスで過ごしやすくなることが 目的であるため、困りごとに対応できるよう になったら、特別支援教室を退室します。 そのため、在籍しているクラスと特別支援教 室、保護者・生徒本人とで定期的に振り返りを 行い、特別支援教室での指導が引き続き必要 か、確認していく必要があります。

台東区中学校 特別支援教室



台東区教育委員会

学務課 通級相談担当

(生涯学習センター5階)

03(5246)5838



台東区教育委員会

特別支援教室とは

クラスでの学習・生活上のつまず きに対して指導を受け、自己理解 を深めながら、学校で過ごしやす くなることを目指す教室です。

知的な遅れがなく発達障害、情緒障害(※)のある生徒が対象です。

※診断の有無に関わらず、疑いや傾向を含む

このような困りごとはありませんか

コミュニケーションが うまくとれない

- 思ったことをそのまま 言ってしまい、人との関 係がぎくしゃくする。
- 考えていることを言葉 で伝えることが苦手。
- 相手の考えを推測する ことが苦手。

衝動的に動いてしまう

- 思いつきで発言・行動してしまうため、失敗が多い。
- 気になることがあると注 意が逸れやすく、作業が 終わらない。

運動や体の動きが 器用にできない

- ダンスなどで、身体の動きがぎこちない。
- 実技教科の道具の扱いがうまくできない。

気持ちの切り替えが 難しい

- 好きな活動を切り上げ にくい。
- 気持ちのコントロールが 苦手。
- 嫌な気持ちを引きずって、次の活動に移れない。

不注意で気が散りやすい

- ・整理整頓が苦手で、使いたい物が見つからない。
- 話を最後まで聞けない。
- ・ミスや忘れ物が多い。
- ・段取りが上手くいかず、 課題や作業が終わらない。

学習の一部が著しく苦手

・学習の遅れはないが、音 読、漢字の書き取り、計 算など、学習の一部に著 しい苦手さがある。

このような指導が受けられます

ひとりひとりの困りごとに応じて、個別指導を中 心にグループ学習も行います。

コミュニケーションを学ぶ

相手や場面に応じた会話ができるように、いろいろな場面を想定して、適切な表現を学びます。

作業に集中して取り組めるようになる手立てを学ぶ

気が散ったり、授業と関係のないことをしたくなったときにどうしたらいいか、集中して効率よく物事を進めるためにどのような工夫ができるかなどについて、自分にあった手立てを学びます。

読み書きの困難さの自己理解を深め、対応方法を学ぶ

自分にどのような苦手さがあるかを教員と一緒に確認 し、困難さに応じて工夫された教材やツールを選びます。 クラスでの学習方法を具体的に相談しながら、教材や ツールの使い方、活かし方を学びます。

特別支援教室の先生が指導します

- ◆ 地域の拠点校(御徒町台東中学校)から特別支援教室 の先生(巡回指導教員)が各中学校を訪問します。決 められた時間に、各校に設置されている「特別支援教 室」で指導します。
- ◆ 巡回指導教員は、クラス担任と連携しながら指導を進めます。また、授業中の生徒の様子を観察し、クラス担任にアドバイスすることもあります。

クラスとのつながりを大切にします

特別支援教室は生徒を指導するだけでなく、クラスの中で続けられる、生徒それぞれに合った支援方法を考えていきます。クラスで過ごしやすくなるように、クラス担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター、保護者・本人も含め話し合っていきます。

困りごとが気になったら

~入室申請・判定までの流れ~

まずはクラス担任や、特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

保護者と学校とで、支援の必要性や 方法について話し合います

クラス内で支援を行います

困りごとが続く場合、 次の段階の支援を検討します

学校は、知能検査の結果も参考に、困りごとの 原因や背景を把握し、特別支援教室での指導が 困りごとの改善につながるか、検討します。

> ※入室申請には知能検査(WISC)の 検査結果が必要です

学校内で入室申請が適当と判断された場合、 生徒本人・保護者と相談します

特別支援教室での面談や体験も行い、入室を申請するかどうかを決めます(合意形成)。

学校から教育委員会に入室を申請します

必要に応じて、教育委員会学務課で 保護者面談等があります

教育委員会で、入室の必要性や 指導内容等について審議し、判定します

※ 入室が適当でないと判定される場合もあります。

指導の開始

他の適切な支援